# 土地建物利用状況変更時の届出のご案内

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となりますが、変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へ連絡をお願いします。

# 【土地の利用状況が変更になったとき】

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

(例) 住宅を解体して駐車場などにした 山林を伐採して太陽光発電設備を設置した など

#### 【建物を新築・増築したとき】

家屋調査がお済みでない方は、お早めに下記までご連絡ください。 ※居宅・物置・車庫・店舗・作業所等、面積の大小に関わらずすべての建物

## 【建物を取り壊したとき】

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されて しまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

### 【未登記建物の所有者に変更があったとき】

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買に係る変更については相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

- ○提出期限 令和4年12月28日(水)
- ○提出先 税務徴収課または各支所
- ○**そ の 他** 提出書類は窓口に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

# 問 本庁 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線235

# 物品調達等に係る入札参加資格申請のお知らせ(追加受付)

#### 【物品調達等(追加受付)】

- ○対象
  - ・物品購入・・・・1件あたり80万円以上
  - ・物品賃貸借・・・・1件あたり40万円以上
  - ・製造請負(印刷を含む)・・・1件あたり130万円以上
  - ・役務の提供等・・・1件あたり50万円以上

#### ○申請方法

常陸大宮市総務部財政課において、入札参加資格申請受付を行いますので、常陸大宮市競争入札参加 資格受付システムによる電子申請等により申請してください。

○受付期間

令和4年11月15日(火)~令和4年11月30日(水)

○有効期間

令和5年4月1日(土)~令和6年3月31日(日)

- ※詳細については、市ホームページもしくは財政課までお問い合わせください。
- ※市内業者に限り、受付期間に限らず随時受付を行っております。

### 問 本庁 財政課契約・管財G ☎52-1111 内線374